

令和6年度 文部科学省委託
学校安全総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

は じ め に

近年、社会が大きく変化する中で、登下校中の事件・事故等、子どもたちの安全を脅かす様々な事案が次々と顕在化し、今後も深刻化が懸念されています。このような状況に対応し、「生きる力」を育むことを目指す学校教育の目標を着実に実現していくためには、学校における組織的な安全管理の一層の充実、安全で安心な学校施設等の整備、子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育の推進が必要不可欠となっています。

通学路安全推進事業は、文部科学省委託による「学校安全推進事業」の交通安全領域の事業として、平成25年度に開始され、これまで、保護者や地域はもとより、警察・道路管理者等との緊密な連携を図り、地域ぐるみで通学路の安全対策を推進するとともに、子どもたちが道路交通の中で自らの安全を確保する能力の習得と学校安全の中核となる教職員の資質向上を目的に事業を推進してまいりました。

今年度は、事業のモデル地域を藤里町、三種町、八峰町、拠点校を義務教育学校藤里学園、琴丘小学校、琴丘中学校、八峰中学校として、各学校や関係機関の方々の協力を得ながら、交通安全対策や交通安全教育等に取り組んでいただきました。

事業全体の主な成果としては、次の4点が挙げられます。

- 1 通学路の危険箇所について、学校・教育委員会と通学路安全対策アドバイザーを含めた関係機関等が連携して協議を行い、対応方針を明確にし、迅速な対応が図られた。
- 2 モデル地域の小学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した体験型の交通安全教室を開催し、「自分の命は自分で守る」ための危険回避能力の向上が図られた。
また、中学校において、自転車の正しい乗車方法等を習得することを目的として、交通事故につながる危険行為や事故状況等をスタントマンが実演するスケアード・ストレート方式による交通安全教室を開催し、生徒の安全意識の向上が図られた。
- 3 通学路安全マップの点検を通じて、通学路の安全に関する情報共有を含め、学校と関係機関の連携強化が図られた。
- 4 拠点校の中核教員は、事業を通じて自校における取組のほか、関係機関と情報を共有することにより、交通安全に対する実践力の向上が図られた。

今後も学校と地域、関係機関等が連携・協働した通学路の安全確保と子どもたちへの交通安全教育を推進していきたいと考えております。

最後になりましたが、モデル地域である藤里町、三種町、八峰町の学校関係者及び関係各位の御尽力のもと、本事業が滞りなく実施できましたことに心から感謝申し上げます。

令和7年2月

秋田県教育庁保健体育課

課長 野中 仁史

目 次

はじめに

I 通学路安全推進事業の概要図	1
II 通学路安全推進事業の紹介	2
III 第1回推進委員会の開催	4
IV 第1回実践委員会の開催	5
V 合同点検	6
VI 登下校時間帯の点検調査	8
VII-1「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育	11
VII-2 スケアード・ストレート（スタントマンによる交通事故等の再現）方式 を活用した交通安全教育	16
VIII 通学路安全マップ	19
IX 第2回実践委員会の開催	21
X 第2回推進委員会の開催	22
XI 危険箇所の改善に関する取組	23
XII その他	25

【資料編】

1 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について	26
(平成25年12月6日付別紙)	
2 通学路における合同点検の実施について	28
(令和3年7月9日付別紙)	
3 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について	29
(令和6年6月28日付別紙)	

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

大学関係者等の学識経験者、道路管理者及び県警察等により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校等に配布して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

○ 事業方針の策定

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

○ 通学路における危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童生徒の目線に立って通学路の安全点検を実施し、危険箇所を抽出する。

その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した危険箇所を取りまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要が認められる危険箇所を抽出する。

○ 合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と日程調整を行い、危険箇所の合同点検を実施する。

○ 登下校時間帯の点検調査

児童生徒の登下校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検調査を実施し、学校に対策等を助言する。

○ 危険箇所対策の協議

学校関係者、関係機関、地域住民により構成される協議会を開催し、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各小学校で歩行環境シミュレータ等を活用した安全教育を実施する。

また、中学校で自転車乗車に関する安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

- (1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に車両が突入し、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生したことを受け、通学路における交通安全の確保のため、緊急合同点検が実施された。
- (2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会が行われ、平成25年12月に引き続き通学路の安全確保に取り組むため、推進体制の構築や基本的方針の策定等が通知された。
- (3) 平成28年10月に神奈川県横浜市、同年11月に千葉県八街市において、登校中の児童の列に車両が突入して多数の児童が死傷するなど、通学路の交通安全の確保に万全を期すため、平成28年11月に緊急合同点検に基づく対策実施後も継続的な取組を更に推進していくことが通知された。
- (4) 令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対策案を検討し、「通学路における合同点検等実施要領」が作成され、この実施要領に沿って、通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を推進することが通知された。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、モデル地域に指定した市町村に対して通学路安全対策アドバイザーを派遣し、学校・教育委員会及び関係機関等の連携による合同点検や、各校における交通安全教育等において、専門的知見に基づく助言を行い、通学路の安全対策の推進と交通安全教育の充実を図るものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、大学関係者等の学識経験者、道路管理者及び県警察本部等により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や交通規制など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、モデル地域に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小・中学校における通学路の安全点検への立会い・助言や協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 危険箇所対策の協議

モデル地域の教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な知見による助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童生徒に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の点検と危険箇所の抽出

各学校において通学路の点検を行い、児童生徒の目線で危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

モデル地域の教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関との対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、モデル地域の教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察官等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登下校時間帯の点検調査

危険箇所における児童生徒の登下校状況、交通量等を通学路安全対策アドバイザーが点検調査し、学校での対策や関係機関への要望等について学校に助言を行う。

(4) 危険箇所対策の協議

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所に関して協議会を開催する。

協議会では、地域住民との合意を図りながら、関係機関と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童生徒の通学路における安全対策を推進し、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータの活用や自転車乗車に関する安全指導のため、通学路安全対策アドバイザーを派遣して交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業の実施内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校等に配布して普及啓発を図る。

令和6年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授	濱 岡 秀 勝
委 員	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所道路管理課長	藤 原 紳
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	森 川 千 春
委 員	秋田県建設部道路課道路環境・維持チーム チームリーダー	佐 藤 元 彦
委 員	藤里町教育委員会学校教育係係長	中 村 臣
委 員	三種町教育委員会教育次長補佐	木 村 将 来
委 員	八峰町教育委員会学校教育課課長補佐	工 藤 猛
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	酒 井 文 典
委 員	秋田県教育庁北教育事務所鹿角出張所指導主事	佐 藤 拓 永
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	野 中 仁 史

Ⅲ 第1回推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、大学関係者、道路管理者、県警察本部及びモデル地域の教育委員会等で構成される推進委員会を開催した。

1 開催日時

令和6年6月6日(木)

午後1時30分から3時まで

2 開催場所

秋田地方総合庁舎 604会議室

3 開催内容

(1) 令和6年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授濱岡秀勝氏が選任された。

(2) 通学路安全推進事業内容の説明

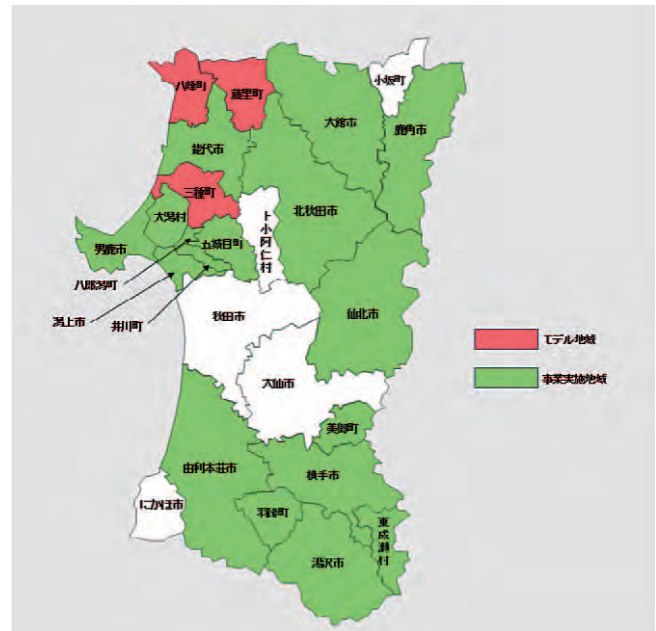
事務局から、本事業において通学路安全対策アドバイザーを派遣して、危険箇所に対する合同点検、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育、登下校時間帯の点検調査等を実施していくことを説明した。

(3) モデル地域等の選定と通学路安全対策アドバイザーの委嘱

事務局から、令和6年度のモデル地域を藤里町、三種町、八峰町、拠点校を義務教育学校藤里学園、琴丘小学校、琴丘中学校、八峰中学校に選定し、通学路安全対策アドバイザーについては、元秋田県警察官の庄司智一氏を委嘱することを説明した。

(4) 事業に関する意見

事業開始から12年目となることから今年度選定されたモデル地域においては、これまで実施してきた事業を踏襲しつつ、新しいアイディアを出し合い、来年度以降の事業に生かしていただきたい。



【通学路安全推進事業実施地域】

通学路安全対策アドバイザー

庄司 智一 氏

【元秋田県警察官】

本部警備部門で災害警備等を担当

秋田中央警察署では交通指導、通学路における子どもの見守り活動を担当

県警退職後は、一般社団法人秋田県交通安全協会に所属



Ⅳ 第1回実践委員会の開催

1 開催状況

開催町	藤里町	三種町	八峰町
開催日時	令和6年8月6日 午後1時から2時30分	令和6年7月31日 午前10時30分から正午	令和6年7月30日 午後1時30分から3時
開催場所	藤里町三世代交流館交流研修室	琴丘地域拠点センター研修室	八峰町文化交流センター ファガスイVENTホール
参加者	13人 ○山本地域振興局担当者 ○能代警察署担当者 ○義務教育学校藤里学園担当者、PTA関係者 ○藤里町町民課、生活環境課担当者 ○藤里町教育委員会担当者 ○通学路安全対策アドバイザー ○秋田県教育庁保健体育課担当者	23人 ○国土交通省能代河川国道事務所担当者 ○山本地域振興局担当者 ○能代警察署担当者 ○各小・中学校担当者 ○三種町建設課、町民生活課担当者 ○三種町スクールガード・リーダー ○三種町教育委員会担当者 ○通学路安全対策アドバイザー ○秋田県教育庁保健体育課担当者	14人 ○山本地域振興局担当者 ○能代警察署担当者 ○各小・中学校担当者、PTA関係者 ○八峰町防災町民課、建設課、農林水産担当者 ○八峰町教育委員会担当者 ○通学路安全対策アドバイザー ○秋田県教育庁保健体育課担当者

2 主な協議内容

各町ごとに実践委員会を開催し、秋田県教育庁保健体育課担当者から通学路安全推進事業の説明や質疑等を行った。

各小・中学校の参加者から、各校で対策を要望する通学路の危険箇所について説明があり、個々の危険箇所について、対策方針及び対策担当に関する協議が行われた。

危険箇所の中で、現地確認により対策方針や対策担当を協議する必要があると判断された10か所については、道路管理者、警察等が参加する合同点検により、対策方針等を決定することを確認した。

【委員会の開催状況】



【藤里町】



【三種町】



【八峰町】

V 合同点検

各小・中学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察官等と合同で点検を実施した。

1 実施日時

各町の第1回実践委員会終了後実施

2 実施場所

危険箇所の合同点検実施箇所10か所（県道3か所、町道7か所）

藤里町 … 4か所

三種町 … 4か所

八峰町 … 2か所

3 参加者・参加機関

各町の実践委員会参加者（P 5 参照）

4 各学校区における主な合同点検実施箇所

◇義務教育学校藤里学園区（歩道の修繕）



◇義務教育学校藤里学園区（信号待ち時の安全対策）



◇森岳小学校区（道路側溝蓋の設置）



◇琴丘小学校区（用水路周辺の安全対策）



◇琴丘小学校区（見通しの悪い交差点の安全対策）



◇八森小学校区（倒壊のおそれのあるブロック塀の安全対策）



Ⅵ 登下校時間帯の点検調査

1 登下校時間帯の点検調査

通学路安全対策アドバイザーが、登下校時間帯における交通量の実態と児童生徒の登下校状況を関係者とともに点検し、学校で取るべき対策などについて助言した。

2 拠点校等における登下校時間帯の点検調査状況

	実施学校	実施日	実施時間帯	実施場所
1	琴丘小学校	10月1日(火)	7:20～8:00	校門周辺
2	森岳小学校	10月2日(水)	7:20～8:00	校門周辺
3	湖北小学校	10月4日(金)	7:20～8:00	校門から西側交差点までの間
4	藤里学園	11月18日(月)	14:40～15:20	校門から北側交差点までの間
5	金岡小学校	11月21日(木)	14:55～15:35	校門から学童保育施設までの間
6	浜口小学校	11月22日(金)	14:45～15:25	校門から南側住宅街までの間
7	峰浜小学校	12月11日(水)	14:30～15:10	校門周辺

①琴丘小学校



②森岳小学校



③湖北小学校



④藤里学園



⑤金岡小学校



⑥ 浜口小学校



⑦ 峰浜小学校



3 通学路安全対策アドバイザーからの主な助言等

- スクールガード・リーダーをはじめとした見守り隊や教職員が、積極的に見守り活動を実施していた。徒歩通学班それぞれに見守り隊の方々が学校まで付き添っていたり、時間帯に応じて配置箇所を変更して児童を誘導していたりするなど「子どもたちの安全、命を守る」という熱い思いが伝わってきた。
- 集団で下校する際には、移動前に安全な移動方法について確認した上で下校していたり、縦列で整然と通行したりするなど、学校での交通安全指導が行き届いていると感じた。
- 民家のブロック塀が経年劣化により倒壊するおそれがある箇所が多数見受けられた。こうした箇所は、所有者と連絡が取れない、また、連絡が取れたとしても対応していただけないなど、早期に対策がなされないことがあることから、学校や教育委員会、警察等と連携して見守り活動などによる安全対策を継続していただきたい。

VII-1 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、モデル地域内の小学校7校、義務教育学校1校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」による交通安全教育を実施した。

2 交通安全教育実施状況

実施校8校 計134人

	学 校 名	実 施 日	時 間	対 象	人 数
1	八 森 小 学 校	9月24日(火)	9:30～10:15	1年	12人
2	峰 浜 小 学 校	9月24日(火)	13:45～14:30	1年	9人
3	浜 口 小 学 校	10月9日(水)	10:15～11:00	1年	12人
4	琴 丘 小 学 校	10月17日(木)	10:35～11:20	1、2年	30人
5	藤 里 学 園	10月18日(金)	10:30～11:15	1、2年	20人
6	金 岡 小 学 校	10月22日(火)	10:35～11:20	1、2年	15人
7	湖 北 小 学 校	10月23日(水)	9:25～10:10	1年	18人
8	森 岳 小 学 校	11月7日(木)	10:35～11:40	1年	18人

3 参加者

能代警察署担当者、スクールガード・リーダー

各小学校・義務教育学校担当者、モデル地域内各教育委員会担当者

横手精工株式会社担当者、通学路安全対策アドバイザー

秋田県教育庁保健体育課担当者

4 概要

- (1) 校長先生等の話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」



金岡小学校（校長先生あいさつ）



峰浜小学校（警察官の説明）



森岳小学校（横手精工交通心理士の説明）



琴丘小学校（横手精工担当者の説明）

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

「わたりジョーズ君」は、秋田大学と横手精工株式会社が研究開発したもので、三次元CGにより道路環境を再現し、日中のほか、夕暮れや夜間、冬の道路環境など、多様な環境において実際に道路を横断しているかのような擬似体験ができる装置である。

横手精工株式会社の担当者の進行により、体験する児童の視認方向や横断のタイミングを記録して、道路を横断する際の安全確認や判断能力をチェックした。

また、体験後はリプレイ映像を確認して良好な点や注意点を指導しながら、効果的な交通安全意識の向上に努めた。「わたりジョーズ君」の体験では、時間的な制約から、全児童が体験することができない小学校もあったが、見学の児童も自分の席から体験する児童と一緒に安全確認を行うなどしたことで、道路を横断する際に感じたことを共有することができた。

体験した児童からは、「横断歩道の渡り方がわかりました。これからはきちんと安全を確認して渡りたいと思います。」「学校に歩いて登校する時は、事故に遭わないように安全確認をしたいと思います。」などの発表があり、自ら安全を判断して横断することの大切さなどを学ぶことができた。



浜口小学校（「わたりジョーズ君」体験）



湖北小学校（「わたりジョーズ君」体験）



八森小学校（「わたりジョーズ君」体験）



藤里学園（体験後の警察官の講評）

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

通学路安全対策アドバイザーは、交通事故に遭わないための“4つの約束”について、内容を説明しながら児童と一緒に確認した。

また、「自分の命は自分で守る」ことが大事であることを繰り返し指導した。

『4つの約束』

- 飛び出しは絶対にしないこと
- 道路で遊ばないこと
- 道路を横断する時は、横断歩道のある場所で横断すること
- 横断する際も、周囲を確認して横断すること



金岡小学校（アドバイザーの講話）

7 「わたりジョーズ君」を体験した児童の感想

いつもは、車をあんまりみていなかったけど、これからは車がこないかちゃんと見て、てをあげてわたりたいです。
(藤里学園 2年)

くるまがたくさんきてドキドキしました。とまってみぎひだりをみてじょうずにわたれました。わたるときもくるまをよくみれました。とびだしをぜったいにしません。
(浜口小学校 1年)

わたりジョーズくんで、ともだちがさそってきたけど、つられないであるけてとってもうれしかったです。みぎひだりをみるのがたいせつだとよくわかりました。
(湖北小学校 1年)

ちゃんとみぎひだりをみて、くるまにひかれないように、これからはあんぜんにおうだんほどうをわたりたいです。
(琴丘小学校 1年)

よるのおうだんほどうは、くらすぎて、1かいめはくるまにひかれたけど、2かいめはくるまにひかれなくてできた。
(森岳小学校 1年)



藤里学園



浜口小学校



湖北小学校



琴丘小学校

わたりジョーズくんをたいけんして、じょうずにわたれました。子どもたちにつられないで、みぎひだりをみてわたれました。わたりジョーズくんをたいけんさせてくれてありがとうございました。
(金岡小学校 1年)

みぎひだりをみて、くるまがこなかったらてをあげてわたりました。わたっているとちゅうも、みぎひだりをみながらわたることがわかりました。じぶんのいのちをまもるために、これからもみぎひだりをみてわたりたいです。
(八森小学校 1年)

わたりジョーズくんで、わかったことは、みぎひだりをちゃんとみてわたることです。とびださずにわたることもわかりました。これからもきをつけてわたります。
(峰浜小学校 1年)



森岳小学校



金岡小学校



八森小学校



峰浜小学校

8 おわりに

モデル地域内の小学校7校、義務教育学校1校で実施した交通安全教育では、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用したことで、天候や時間帯による明暗、降雨や降雪による視認性の良否、交通量の多少など、様々な道路環境での横断歩道の横断方法を擬似体験したほか、他者の実施状況を視聴して体験を共有しながら学ぶことができた。

また、交通安全講話では、通学路安全対策アドバイザーや警察官から分かりやすく講話していただき、児童の交通安全意識の向上につながった。

VII-2 スケアード・ストレート（スタントマンによる交通事故等の再現）方式を活用した交通安全教育

1 はじめに

自転車乗車中の交通事故防止を目的として、中学生を対象にスケアード・ストレート方式による交通安全教育を実施した。

このスケアード・ストレートとは、怖い思いやヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法のことで、スタントマンによる交通事故の再現により、交通安全意識の向上と、交通ルールや正しい交通マナーを理解し、自転車の交通事故を抑止することを目的としている。

2 交通安全教室実施状況

○日 時 令和6年9月19日(木) 午後1時30分から3時まで

○場 所 三種町立琴丘中学校グラウンド

○参加者	琴丘中学校（全校生徒）	64人	
	山本中学校（1年生）	33人	
	八竜中学校（1年生）	30人	
	藤里学園（後期課程）	48人	計 175人

3 参加者

J A 共済連秋田普及部担当者、J A 秋田やまもと担当者、能代警察署担当者
各中学校・義務教育学校担当者、各教育委員会担当者
通学路安全対策アドバイザー、秋田県教育庁保健体育課担当者

4 概 要

- (1) J A 秋田やまもと代表理事組合長あいさつ
- (2) 校長あいさつ
- (3) スケアード・ストレートの実演
- (4) 警察官の講話
- (5) 生徒の感想発表



警察官の講話

5 実演内容

琴丘中学校グラウンドにおいて、J A 共済連秋田普及部、能代警察署の協力のもと、スケアード・ストレート方式による実演での交通安全教育を実施した。

スタントマンが、自転車の違反走行による事故、トラックの内輪差による巻き込み事故、車両の死角に起因する事故など、自転車乗車中の交通事故を迫真の演技で実演した。



見学する生徒の様子



校長先生のあいさつ



傘差し運転の実演



並進運転による事故の実演



二人乗り運転の実演



車両との衝突事故の再現



人形を使った内輪差に関する実演



生徒代表による感想発表

6 スタントマンによる「自転車交通事故の再現」を見た感想

【生徒の感想】

横断歩道で車両や自転車が見えない時には、危険を予測して左右を確認しながら歩かなければいけないと改めて感じた。今回体験したことを生かして、事故に遭わないように心がけたい。

交通ルールは知っていたけれど、今回、危険な事故のケースを体験し、本当に怖いと感じた。自分が事故の加害者や被害者にならないように日頃から注意していきたい。

今回、交通安全教室を体験し、交通ルールを再確認することができた。自転車で登下校しているので、自転車に乗る時は、常に周りを確認したり、危険を予測することを怠らないようにしたい。

【先生方からの感想】

スタントマンによる交通事故の再現を目の当たりにして、改めて自転車の安全利用について生徒が再確認できたと考えている。上級生になると、スマートフォンの所有率も高くなることから、スマートフォンを操作しながら自転車を運転することがいかに危険な行為か知ることができたと思う。

事故の再現が非常にリアリティのある内容だった。事故の再現が衝撃的で、若干怖がる生徒もいたが、本当の事故はもっと怖いということを認識させ、日頃から自転車の安全利用について意識付けをしていきたい。

スタントマンによる交通事故の再現を体験することで、交通事故がどういうものであるかイメージすることができ、生徒の交通安全に対する意識も高まったと思う。

【通学路安全対策アドバイザーからの講評】

今回、スケアード・ストレート方式の交通安全教育を琴丘中学校で実施したが、同校だけでなく、三種町や藤里町の中学校・義務教育学校からも参加していただいたことは非常に良かった。

この交通安全教育は、生徒たちにとって少し刺激が強いところもあったが、「自分の命は自分で守る」という意識付けになったと思う。



VIII 通学路安全マップ

1 通学路安全マップ

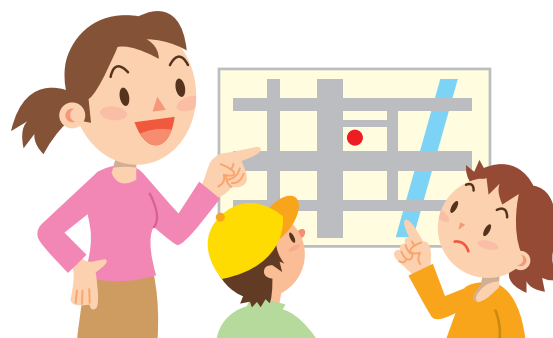
「通学路安全マップ」は、通学路や地域において交通事故の発生しやすい場所や犯罪が起こりやすい危険な場所などを示した地図である。

各小学校では、児童が自ら危険を予測し回避することができるようにするため、児童や教職員・保護者等がマップを作成するとともに、作成したマップを校内に掲示したり、紙面等で周知したりすることで児童の安全確保に努めている。

◆浜口小学校



◆金岡小学校



2 通学路安全マップに関する意見交換

交通安全教育を実施した小学校において、各小学校・義務教育学校の担当者とスクールガード・リーダー、通学路安全対策アドバイザー、能代警察署警察官、モデル地域の各教育委員会担当者等が、通学路の危険箇所について意見交換した。

特に、各小学校等の所在地を担当する駐在所等の警察官が意見交換に加わったことで、今後、通学路の危険箇所に関する情報共有や安全対策について警察と学校の連携が期待される。

◆ 藤里学園



◆ 浜口小学校



◆ 湖北小学校



◆ 八森小学校



Ⅸ 第2回実践委員会の開催

1 開催状況

開催町	藤里町	三種町	八峰町
開催日時	令和6年12月17日 午後1時から2時30分	令和6年12月18日 午前10時30分から正午	令和7年1月27日 午後1時30分から3時
開催場所	藤里町三世代交流館交流研修室	琴丘地域拠点センター研修室	八峰町文化交流センター ファガスイベントホール
参加者	13人 ○山本地域振興局担当者 ○能代警察署担当者 ○義務教育学校藤里学園担当者、PTA関係者 ○藤里町町民課、生活環境課担当者 ○藤里町教育委員会担当者 ○通学路安全対策アドバイザー ○秋田県教育庁保健体育課担当者	24人 ○国土交通省能代河川国道事務所担当者 ○山本地域振興局担当者 ○能代警察署担当者 ○各小・中学校担当者 ○三種町建設課、町民生活課担当者 ○三種町スクールガード・リーダー ○三種町教育委員会担当者 ○通学路安全対策アドバイザー ○秋田県教育庁保健体育課担当者	15人 ○能代警察署担当者 ○各小・中学校担当者、PTA関係者 ○八峰町防災町民課、建設課、農林水産担当者 ○八峰町教育委員会担当者 ○秋田県教育庁保健体育課担当者

2 主な協議内容

本事業の報告や拠点校等の担当者から成果と課題についての発表が行われ、拠点校等の担当者からは、本事業により、「事業での様々な活動を通して交通安全に対する意識が高まっていると感じる。」「スケアード・ストレート方式の交通安全教育により、生徒が『事故に遭うと大変なことになる』と実感できていた。」などの成果が報告された。

また、通学路安全対策アドバイザーからは、「危険箇所については、予算の関係で早期の対応が難しいところもあるが、学校、警察、教育委員会等関係機関が連携して対策をしていただきたい。」との助言があった。

【委員会の開催状況】



【藤里町】



【三種町】



【八峰町】

X 第2回推進委員会の開催

1 開催日時

令和7年2月6日（木）

午後1時30分から3時まで

2 開催場所

秋田地方総合庁舎 606会議室

3 開催内容

(1) 事業報告

秋田県教育庁保健体育課担当者から、「合同点検の実施状況」「危険箇所に対する措置や対応策」「交通安全教育の実施状況」「登下校時間帯の点検調査状況」等について報告を実施した。

(2) モデル地域の報告

モデル地域の各教育委員会担当者から、事業の成果と課題等の報告があった。

ア 成果

- ・ 通学路安全対策アドバイザーの助言や関係機関との連携により充実した合同点検、安全対策の検討が実施できた。
- ・ 通学路の安全確保について学校や地域全体で再確認することができたほか、子どもたちと一緒に通学路の危険箇所について考えることができた。
- ・ 交通安全教育の実施により、安全確認や交通ルールを守るといった交通事故防止に関する意識が高まった。

イ 課題

- ・ ハード面の対策には時間がかかるので、その間、学校の安全教育だけに頼るのではなく、地域の方々から見守り活動などの協力が得られるよう連携を図る必要がある。

(3) 各委員から情報提供

関係機関における通学路の安全対策として、通学路の危険箇所についての対策状況等についての紹介があった。

また、学校における交通事故の発生状況と事故分析に応じた児童生徒への指導状況等について報告があった。

(4) 本事業に対する総括

濱岡委員長から、次のとおり事業の総括があった。

- ・ 本事業において、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育や合同点検等過去の事業を振り返りながら、いい施策をしっかりと推進していただいていると感じた。
- ・ 幼い頃の教育は非常に重要であることから、来年度以降も引き続き本事業を推進し、子どもたちの安全確保に努めていただきたい。



委員会開催の様子

XI 危険箇所の改善に関する取組

1 危険箇所の対策結果等について

令和 6 年度

No	学校名	点 検 箇 所		通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果・対策予定
1	藤里学園 1	町道	藤里町藤琴字藤琴	・歩道のアスファルトが、経年劣化により凸凹して歩きにくい	・歩道の舗装	・歩道路面補修実施済み
2	藤里学園 2	町道	藤里町字町尻	・冬期間、空き家からの落雪により、歩道が通行できない	・空き家所有者への補修等の依頼	・所有者への継続対応 ・三角コーン等の設置 ・児童等に対する安全教育
3	藤里学園 3	町道	藤里町字鳥谷場 県道西目屋二ツ井線 交差点	・横断歩道付近の待機場所が狭い ・交差点角に車両突入防止設備がない	・ガードレール・ポラード等の設置	・対策について継続検討 ・児童等に対する安全教育
4	藤里学園 4	町道	藤里町字鳥谷場 ガソリンスタンド前	・歩道のアスファルトが、経年劣化により凸凹して歩きにくい	・歩道の舗装	・令和 7 年度補修予定
5	琴丘小学校 1	町道	三種町鹿渡字中沢新田 交差点から鹿渡踏切間	・一時停止線等が経年により薄くなっている見えづらい ・踏切内が凸凹している ・路側帯が狭い	・一時停止線等の塗り直し ・踏切内通路の補修 ・道路脇草木の伐採	・一時停止線等の塗り直し踏切内の補修は継続依頼 ・草木については、年度当初に伐採を検討
6	琴丘小学校 2	県道	三種町鹿渡字大沢出口用水路付近	・用水路付近路側帯のアスファルトが用水路側に崩れている ・ガードレールが劣化しているほか、一部設置されていない箇所がある	・ガードレールの補修 ・路側帯の舗装	・ガードレールを新規設置 ・路側帯の舗装実施
7	森岳小学校 1	町道	三種町森岳字町尻 山本地域拠点センター 付近	・道路脇の側溝に蓋がされておらず、積雪時等に落下するおそれがある	・側溝蓋の設置	・側溝蓋設置済み
8	山本中学校 1	県道	三種町森岳字長田 県道能代五城目線上 2 交差点	・小・中学校再編に伴い、交通量が増え渋滞が予想される	・信号機の新規設置	・信号機の設置について、継続要望
9	八森小学校 1	県道	八峰町八森字山内	・ブロック塀の老朽化	・ブロック塀の補修、撤去 ・倒壊防止対策	・所有者への継続対応 ・倒壊防止措置、注意喚起表示の設置を検討 ・児童等に対する安全教育
10	八森小学校 2	町道	八峰町八森字八森	・ブロック塀の老朽化	・ブロック塀の補修、撤去 ・倒壊防止対策	・所有者への継続対応 ・倒壊防止措置、注意喚起表示の設置を検討 ・児童等に対する安全教育

【凡例】

	～対策済み
	～対応要望済み
	～対策予定箇所

2 改善例について

令和6年度にモデル地域において、関係機関が取り組んだ通学路における危険箇所の改善例は次のとおりである。

琴丘小学校区



ガードレールの新規設置
路側帯の舗装



森岳小学校区



側溝蓋の設置



藤里学区



歩道路面の補修



XII その他

◆全国成果発表会

◇期 日：令和7年2月13日(木)

◇主 催：文部科学省

◇基調講演

石川県穴水町立穴水中学校

校長 廣澤 孝俊 氏

演題「災害時の教育の確保と復旧・復興
～能登半島地震の事実から考える～」

◇実践発表

岐阜県教育委員会

岡山県教育委員会

三重県教育委員会



別 紙

平成25年12月6日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

令和 3 年 7 月 9 日

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

通学路における合同点検の実施について（依頼）

先般、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。

各学校においては、日頃より通学路の安全点検を実施していただいておりますが、今回このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、今般、別紙のとおり「通学路における合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成しました。

これは、今回の事故に鑑み、危険箇所の取りまとめにあたっては、

- ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所
- ・ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

などの観点についての確認が必要との考えに立ったものです。

つきましては、当実施要領に沿って、上記の観点を踏まえた通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じていただくようお願いします。

なお、各市町村においては、これまでも学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署と通学路の合同点検等を積み重ねてきていることから、全ての通学路に対する一斉の再点検を改めて求めるものではなく、上記の観点を踏まえた補完的なものとして、子供の視点にも配慮しながら、これまでの合同点検等の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応をお願いします。

また、児童生徒の安全確保のための効率的・効果的な実施の観点から、また、教員の必要以上の負担とならないよう、その実施に当たっては、通学路の道路管理者や地元警察署との協働によること、また、例えばスクールガード等の見守り活動者の力をお借りするなどの方策を積極的に御検討願います。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知していただくとともに、各学校において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

別表

(令和6年3月末時点)

都道府県名 ※1	対策必要箇所（全体数） ※2,3			対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
	※5		対策済（暫定的な安全対策を含む）	教育委員会・学校		道路管理者		警察	
	対策済				対策済		対策済		対策済
北海道	1,845	1,781	1,845	1,634	1,632	490	429	299	298
青森県	691	642	691	533	533	267	218	129	129
岩手県	908	822	908	519	519	388	312	171	170
宮城県	1,600	1,518	1,600	1,315	1,311	536	482	357	352
秋田県	347	308	347	239	239	154	115	96	96
山形県	704	656	704	487	487	394	346	204	204
福島県	1,289	1,179	1,289	703	703	780	687	380	380
茨城県	1,860	1,754	1,860	739	739	785	705	523	523
栃木県	1,321	1,214	1,321	567	565	586	489	195	195
群馬県	1,039	1,018	1,039	424	424	595	574	418	418
埼玉県	4,581	4,333	4,581	2,216	2,216	2,968	2,720	855	855
千葉県	4,044	3,929	4,044	2,076	2,072	2,848	2,737	644	644
東京都	4,497	4,490	4,497	2,017	2,017	1,971	1,964	1,092	1,092
神奈川県	5,141	5,102	5,141	2,578	2,578	1,603	1,564	1,515	1,515
新潟県	2,129	1,973	2,129	1,597	1,593	775	624	272	271
富山県	899	778	899	369	369	542	424	138	138
石川県	808	792	808	383	383	449	433	229	229
福井県	416	385	416	145	145	240	210	96	96
山梨県	1,254	1,202	1,254	601	601	707	655	238	238
長野県	2,340	2,108	2,340	1,367	1,367	1,448	1,216	266	266
岐阜県	1,537	1,449	1,537	665	661	1,048	966	158	157
静岡県	1,101	1,080	1,101	617	614	566	548	256	256
愛知県	4,054	4,011	4,054	1,472	1,463	1,823	1,793	1,190	1,188
三重県	1,537	1,524	1,537	973	973	708	695	448	448
滋賀県	773	689	773	435	430	445	365	56	56
京都府	1,287	1,214	1,287	663	661	748	676	405	405
大阪府	3,891	3,827	3,891	1,912	1,868	1,749	1,729	1,337	1,337
兵庫県	2,867	2,726	2,867	1,887	1,885	1,613	1,474	549	549
奈良県	1,334	1,295	1,334	678	674	849	815	308	307
和歌山県	787	727	787	578	578	396	336	145	145
鳥取県	456	365	456	109	109	275	184	114	113
島根県	1,156	1,017	1,156	420	420	735	596	167	167
岡山県	1,423	1,327	1,423	866	866	644	548	398	398
広島県	1,535	1,321	1,535	766	766	881	667	268	268
山口県	975	871	975	972	972	575	471	258	258
徳島県	701	672	701	441	441	304	275	215	215
香川県	1,475	1,385	1,475	1,019	1,019	642	552	355	355
愛媛県	911	857	911	378	378	427	378	304	304
高知県	554	475	554	263	257	379	307	115	115
福岡県	2,365	2,195	2,365	1,094	1,094	1,362	1,192	470	470
佐賀県	814	684	814	187	186	676	546	65	65
長崎県	868	754	868	661	660	567	455	106	102
熊本県	1,742	1,637	1,742	1,298	1,296	675	572	467	467
大分県	923	825	923	889	889	525	427	142	142
宮崎県	1,016	910	1,016	347	347	561	455	195	194
鹿児島県	1,397	1,228	1,397	917	917	848	680	158	158
沖縄県	1,212	1,111	1,212	722	722	505	419	231	229
合計	76,404	72,160	76,404	41,738	41,639	39,052	35,025	16,997	16,977

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所1,537か所（うち対策済1,422か所、暫定的な安全対策を含む対策済1,537か所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

令和6年度文部科学省委託
学校安全総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

令和7年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます